

車いすバスケットボール大会ライブ配信業務委託 仕様書

1 委託名

車いすバスケットボール大会ライブ配信業務委託

2 委託目的

令和6年3月2日（土）、3日（日）に千葉ポートアリーナで開催される「第13回長谷川良信記念・千葉市長杯争奪車いすバスケットボール全国選抜大会」についてより多くの市民が観戦できる機会を提供するため、ライブ配信を行う。

3 適用範囲

本仕様書は、千葉市（以下、「発注者」という。）が発注する「車いすバスケットボール大会ライブ配信業務委託（以下、「本委託」という。）」に関し、必要な事項を定めるものである。

4 委託期間

契約締結日～令和6年3月25日

5 業務内容

受注者は、（1）に示す大会について、（2）に示す業務を行う。

（1）大会の概要

大会名称	第13回長谷川良信記念・千葉市長杯争奪車いすバスケットボール全国選抜大会
会場	千葉ポートアリーナ（千葉市中央区問屋町1-20）
大会日程	令和6年3月2日（土）11:00～17:00 頃 3日（日）10:00～16:00 頃
参加チーム	6チーム（千葉ホークス、埼玉ライオンズ、NO EXCUSE、神奈川 VANGUARDS、宮城 MAX、ワールド BBC）
主催者	千葉市、淑徳大学、（公財）千葉市スポーツ協会

※予定であり、出場チームや時間について変更となる場合がある。

（2）大会のライブ配信

ア 配信を実施する試合

配信日：令和6年3月2日（土）、3日（日）

試合数：両日各3試合

イ 設営

設営日：令和6年3月1日（金）

※設営後、配信テストを行うこと。21:00までに配信テストを終了することとし、設営を行う時間は契約締結後に大会主催者と調整すること。

ウ 準備する資機材等

（ア）撮影カメラ 5台

カメラ	想定する撮影対象	想定する設置場所
1 (有人)	コート全体の引きの映像	2階観覧席
2 (有人)	選手の寄りの映像①	2階観覧席 又は、1階
3 (有人)	選手の寄りの映像② 又は、実況・解説席	2階観覧席 又は、1階
4 (無人)	電子掲示板の得点 ※ピクチャーインピクチャーで映像 に常時表示を想定	2階観覧席
5 (無人)	コート全体の引きの映像 又は、実況・解説席	2階観覧席

※カメラ4及び5は、有人でも可とする。

※撮影対象及び設置場所は、契約締結後に大会主催者と調整すること。

(イ) 上記カメラに係るスイッチング機材

(ウ) 大会名称、チーム名等を映像に載せるテロップやサムネイルの制作

※大会のロゴマークは大会主催者が用意したものを使用すること。得点表示は上記(ア)のカメラによるピクチャーインピクチャーで行うものとする。

(エ) コートの音声・競技音を集音できる機材

(オ) 実況(1名)・解説(1名)の音声を配信するための機材

※実況者・解説者は、大会主催者が手配するため、本委託での手配は不要とする。

(カ) 配信に係る機材

※配信に係る電気使用料は大会主催者で負担するため、使用する電気器具の量及び時間を発注者に事前に報告すること。

(キ) インターネット回線の手配、工事等一式

(ク) 撮影した映像を配信するための人員等一式

(ケ) 実況者・解説者及び大会主催者と進行に係る連絡調整を行う人員等一式

(コ) 前日設営・運搬・ロケハンなどに係る人員等一式

エ 打合せ

業務の円滑な実施のため、必要に応じて以下の打合せを行うこととする。

(ア) 発注者を含む大会主催者との打合せ

(イ) 実況・解説との打合せ

オ その他

(ア) 配信は発注者が提供する You Tube アカウントを使用すること。なお、アカウント情報は適切に管理すること。

(イ) 撤収後は、現状復帰すること。建物等を棄損・破損した際は、速やかに発注者及び施設管理者へ報告し、施設管理者の指示に基づき、受注者の責任において原状回復すること。

(ウ) 業務上生じた廃棄物は、受注者の責任において適切に処理すること。

6 成果物および成果品

- (1) 配信時の配線・配置体制及び業務内容を記した業務報告書の電子データ (Microsoft Word、Excel、PowerPoint 等で作成し、CD-ROM 等で提出)
- (2) 以下のデータを収録した DVD-ROM 等 一式 3 セット
 - ・配信した動画 (試合と試合の間を除き、試合の時間のみで可)
 - ・テロップ等を入れていない動画 (次回の周知用の素材等とできるもの)
 - ・作成したサムネイル等の画像データ
- (3) 納品先 千葉市市民局生活文化スポーツ部スポーツ振興課 (千葉市中央区千葉港 1-1)

7 権利関係

- (1) 本業務に基づき作成される成果品等の取扱い
 - ア 本業務に基づき作成される成果品等の所有権は、全て発注者に帰属する。
 - イ 受注者は、著作権法 (昭和 45 年法律第 48 号) 第 21 条から第 28 条までに規定する権利 (著作権) を、発注者に無償で譲渡するものとする。なお、発注者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条から第 20 条に規定する権利 (著作者人格権) を行使することができないものとする。
 - ウ 受注者は本業務完了後といえども成果品等に瑕疵が発見された場合には、発注者の指示に基づいて速やかにその訂正をしなければならない。これに要する経費はすべて受注者の負担とする。
- (2) 著作権・知的財産権の使用
 - ア 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
 - イ アにかかわらず、発注者がその方法を指定した場合は、その限りではない。

8 その他

- (1) 受注者は、不測の事態が発生した場合は、速やかに発注者に報告すること。
- (2) 本仕様書の内容等について疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議のうえ、その指示に従い業務を進めるとともに、発注者は業務期間中いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとする
- (3) 施設の設備等を破損した場合には、受注者側の負担で速やかに復旧すること。
- (4) 業務における協議・打合せは、業務着手時、定期打合せ時及び成果品納入時に行うほか、発注者が必要とした場合は、随時、検討内容や進行状況について、協議・打合せを行うとともに、資料や情報の提供を行うものとする。また、打合せ等の内容については、その都度受注者が書面に記録し、相互に確認しなければならない。